平成２７年（フ）第６５３号
東京都八王子市四谷町662番地１八王子泉町住宅９―506号
債務者　大谷　満子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３０号
東京都青梅市和田町１丁目23番地リバーサイドコート102
債務者　吉澤　建一
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３１号
東京都青梅市今井３丁目31番地の９メゾン伊藤201
債務者　吉澤　千晴
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷830番地５
債務者　雪田　美樹
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８１６号
神奈川県鎌倉市腰越859番地
債務者　矢田修一郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８１９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン17―３号棟707号
債務者　貝沼　里子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６号
沖縄県うるま市石川山城105番地１
債務者　山城スミ子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３６７号
岡山市中区兼基99番地１グリーンサンハイム１―A、旧住所岡山市北区田町１丁目９番14号メゾン・デュ・ソレイユ300
債務者　大西　敦子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５２１号
横浜市磯子区森６丁目35番５号　グレーエス日光103号
債務者　小早川永治
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
長野県佐久市前山312番地３　ないとうハイツ101号室
債務者　松本　智美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後３時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第８５３号
東京都八王子市大和田町１丁目１番４―203号都営大和田アパート
債務者　本多　博孝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９２７０号
東京都足立区入谷３丁目９―22―202
債務者　磯金　澄樹
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３２７号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地３―３―503
債務者　篠村　昌彦
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３３号
東京都昭島市拝島町３丁目９番１―310号
債務者　矢澤　繁子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５３１号
東京都練馬区上石神井３丁目１―28―304
債務者　大城　清太
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部